

現況届の提出を

児童扶養手当
特別児童扶養手当
ひとり親家庭等医療費助成

受給資格のある人は、次の期間中に届出が必要です。該当者には、7月中旬に案内文書を発送します。

届出期間 土・日・祝日を除く。(8月8日(火)、24日(木)は19時まで受付)

◆児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成
8月1日(火)～31日(木)

◆特別児童扶養手当
8月10日(木)～9月11日(月)

受付場所 市役所1階 子育て支援課横特設会場(9月1日(金)以降は市役所1階子育て支援課)

期間中に届出がない場合

児童扶養手当・特別児童扶養手当は継続して受給できなくなる場合があります。さらに、2年間現況届を提出しない場合、受給資格を喪失します。ひとり親家庭医療費助成は、12月1日以降の医療費の助成ができなくなりますのでご注意ください。

☎ 子育て支援課
(21) 1427

自転車安全利用の促進ヘルメット着用で命を守る

令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。自転車が乗車中の事故にあわれた人で、約6割が頭部に致命傷を負って亡くなっています。ルールを守って安全運転を心がけましょう。

◆自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側通行
- ② 歩道は例外、歩行者を優先
- ③ 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ④ 夜間はライトを点灯
- ⑤ 飲酒運転は禁止
- ⑥ ヘルメットを着用

☎ 生活環境課
(21) 1134

祝日のごみ収集

8月11日(金)祝日は、対象地区のごみの収集を行います。8時30分までに決められた場所にお出してください。収集日はごみカレンダーにも掲載していますので、ご確認のうえお出ください。

☎ 生活環境課清掃事務所
(66) 5353

ひとり親家庭の皆さんへ

申問

子育て支援課母子父子自立支援担当

☎ 21-1701

市ではひとり親家庭の父または母の就労支援のために、次の給付金を支給しています。給付を希望する人は必ず事前(受講申込前・修業前)に相談してください。

自立支援教育訓練給付金

就職やキャリアアップのために、指定された教育訓練講座を受講した場合に支給。詳しくはお問い合わせ。
※受講開始の1か月前までに申請してください。

高等職業訓練促進給付金

就職に有利な資格や技能習得のため、1年以上養成機関で修業する場合に高等職業訓練促進給付金を支給し、修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給。
支給月額 ※4年を限度とする。

内 訳	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
高等職業訓練促進給付金	100,000円	70,500円
高等職業訓練修了支援給付金	50,000円	25,000円

対象 次の全てに該当する人

- ・市内に住所があり、現に居住している
- ・児童扶養手当を受給、または同等の所得水準にある
- ・養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる
- ・仕事または育児と修業の両立が困難である

対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製薬衛生師、調理師

申請時期 修業開始後で申請月から支給対象

※養成機関での修業開始前に事前相談が必要。

※最終年の支給月額は増額となります。令和5年度に限り6か月以上の訓練を必要とする民間資格なども対象になる場合があります。

修学資金【随時受付】

児童を修学させるための授業料や書籍代、交通費などに必要な経費の貸付。

就学支度資金【要事前相談】

児童を就学させるための入学金、被服などの購入に必要な経費の貸付。入学の前日までに上記へ申請が必要です。

対象 母子・父子家庭の児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童
申請 合格・入学が決定後上記へ申請

※日本学生支援機構・大分県からの奨学金の貸与がある人、またはその他の公的資金の貸付を受けている人は原則として貸付の対象になりません。

【単位：円】

区 分	就学支度資金	修学資金(月額)				
		1年	2年	3年	4年	5年
小学校	64,300					
中学校	81,000					
高等学校、 専修学校 (高等課程)	国公立	自 宅	150,000	27,000		
		自 宅外	160,000	34,500		
	私 立	自 宅	410,000	45,000		
		自 宅外	420,000	52,500		
高等専門 学校	国公立	自 宅	410,000	31,500	67,500	
		自 宅外	420,000	33,750	76,500	
	私 立	自 宅	580,000	48,000	98,500	
		自 宅外	590,000	52,500	115,000	
短期大学	国公立	自 宅	410,000	67,500		
		自 宅外	420,000	96,500		
	私 立	自 宅	580,000	93,500		
		自 宅外	590,000	131,000		
専修学校 (専門課程)	国公立	自 宅	410,000	67,500		
		自 宅外	420,000	78,000		
	私 立	自 宅	580,000	89,000		
		自 宅外	590,000	126,500		
大学	国公立	自 宅	410,000	71,000		
		自 宅外	420,000	108,500		
	私 立	自 宅	580,000	108,500		
		自 宅外	590,000	146,000		

※その他大学院や専修学校(一般課程)についてはお問い合わせください。

無料の子育てサポート 「ホームスタート」

妊婦や未就学児がいる家庭に、研修を受けた子育て経験のあるボランティアが週1回2時間の訪問を4回程度行い、子育ての不安や悩みをしっかりと受け止め、一緒に家事や育児を行うなどの活動を行います。

子育てで悩んだときには、一人で抱え込まずに気軽に利用してください。

費用 無料

④ 地域子育て支援センター
にじのひろば(光町15の15)
☎(23) 3801

国民健康保険・後期高齢者医療制度夜間窓口

「日中仕事などで納付に行けない」などでお困りの人のために夜間窓口を開設します。保険税・保険料の納付や納付相談、加入や脱退の手続きにご利用ください。電話での納付相談なども受け付けます。

日時 8月10日(木)

17時30分～20時

④ 保険年金課 ☎(21) 1148

国民年金保険料 免除等の申請

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

令和5年度(対象期間：令和5年7月～令和6年6月)の免除等は左記で手続きしてください。また、申請ができる過去期間は、申請書の提出日から2年1か月前までです。

なお、失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している人は、左記へご相談ください。
※別府市役所での手続は、住民票が別府市にある人に限ります。

※障害年金や生活保護を受給中の人は、法定免除制度に該当する場合があります。詳しくは左記にお問い合わせください。

④ 別府年金事務所

☎(22) 5111

保険年金課

☎(21) 1286

別府市給食費負担軽減補助金

令和5年度は対象年齢を3歳児にまで広げ、給食費負担軽減補助金を交付しています。

対象 令和5年4月1日時点で満3歳～満14歳の児童などの給食費を負担している保護者

※学校や保育所、園などでは各施設が申請します。各施設が申請を行わない場合は個別の申請が必要ですので下記へお問い合わせください。

④ 小中学校、園…教育政策課学校給食係 ☎21-1573
(9月～学校給食センターへ移転) ☎24-5531
私立小中学校…教育政策課財務係 ☎21-1572
保育所など…子育て支援課 ☎21-1427

道路に張り出した樹木の伐採(お願い)

沿道の山林、個人宅の庭木やプランターが道路上にはみ出した状況は、歩行者や車の通行に支障が生じるだけでなく、カーブミラーの視界を阻害したり、街路灯の明かりを遮るなど交通事故の誘発要因になりかねません。所有者は枝葉の伐採や物の撤去など適正な管理をするようお願いします。

- 植木はきれいに剪定しましょう
- 側溝に鉢花などを置かないようにしましょう



道路にはみ出した物や路上に置かれた物が原因で何らかの事故が発生した場合、物件の所有者や物を置いた人が責任を問われることがあります。

④ 都市整備課 ☎21-2560

第2子以降3歳未満児の認可外保育施設利用料の助成事業 別府市にこにこ保育支援事業助成金

令和5年度助成対象児童

戸籍上第2子以降の3歳未満児(令和2年4月2日以降に生まれた児童)で、保護者が就労、出産、病気、家族の看護、就学などの理由で家庭での保育が困難なため認可外保育施設を利用している児童

助成対象期間及び助成対象経費(令和5年度分)

令和5年4月分～令和6年3月分の保育料及び給食費
※上限：月額35,000円

申請手続・助成までの流れ

- ① 「別府市にこにこ保育支援事業助成対象者確認届」に在園証明書と保育ができないことを証明する書類(就労証明書など)を添えて市に提出。
- ② 市が①を審査後、助成対象確認通知を送付。
- ③ 支払った保育料などの領収書を添えて、市に助成金の交付申請書兼請求書を提出。
- ④ 市が③を審査後、交付決定通知を送付し、指定された口座に助成金を振り込み。

※昨年度から継続して申請される人で、手続がお済みでない場合は随時受け付けています。

申請期限 令和6年3月末日

※早めの手続をお勧めします。

申請窓口 子育て支援課(郵送受付も可能)

※詳しくは子育て支援課で配布の申請の手引きをご覧ください。

※申請の手引きや申請書類は市ホームページからもダウンロードできます。

④ 子育て支援課 ☎21-1427

木造住宅の耐震化補助制度

募集期限 12月15日(金)

※先着順(予算限度に達し次第終了)。

◎耐震診断

対象 昭和56年5月31日以前に着工された二階建て以下の木造一戸建住宅

所有者負担 原則5千500円
※住宅の規模や条件により追加費用がかかる場合があります。

◎耐震改修工事

補助金が増額になりました!
対象 耐震診断と同様の住宅(右記)で、耐震診断の結果、評点が1.0未満のもの

補助金額 要した費用の3分の2(上限100万円)

※ただし次のいずれかに該当する場合は要した費用の5分の3(上限120万円)。

- ・床面積の合計が180㎡以上
- ・昭和34年12月31日までに建築されたもの
- ・精密診断で各階の上部構造評点が0.4未満
- ・所有者等が65歳以上で前年の世帯全員の所得総額が350万円未満

◎部分耐震改修工事(耐震シェルター)

対象 耐震診断と同様の住宅(上記)で、耐震診断の結果、1階の評点が0.7未満のもの

補助金額 要した費用の3分の2(上限30万円)

申請 都市計画課

☎(21)1487

耐震アドバイザー派遣(無料)

建築士がお宅に訪問し、簡単な診断を行い、相談に応じます。

申請 大分県建築士事務所協会

☎097(537)7600

市営墓地にお参りする人へ

お盆期間中のお願い

◇車を利用する人は、必ず駐車場の枠内に止めてください

路上や墓地内の通路に駐車すると通行の妨げになり危険です。

◇ごみを空き地などに絶対に捨てないでください

墓石のない区画でも焼骨が埋葬されている場合があります。鳥害などを防ぐため、ごみや供え物などは持ち帰りましょう。

一方通行にご協力を

毎年、芝尾、笹川墓地に通じる道路が混雑するため、

一方通行の表示をしています。ご協力をお願いします。

区間 旧浜脇中学校裏

期間 8月10日(木)～15日(火)

市営墓地の利用について

◇使用権は他人に譲渡できません

◇使用権を持っている人は、次の場合、市への届出が必要です

- ①お墓を建て替えるとき
- ②使用者が亡くなったとき
- ③使用権を親族などに継承するとき

④墓地が不要になったとき

⑤使用許可証を紛失したとき

問 生活環境課 ☎(21)1134

子どもに関する弁護士相談

一人でも悩みを抱えずに、ぜひご相談ください。

日時 8月24日(木) 16時～18時

場所 光の園子どもセンター

ターパー内(荘園8組)

内容 子どもや子育て環境に関する悩みを、法律や人権の観点から弁護士に相談できます。

※1人30分程度。要予約。

※電話で左記へ申込み。

申請 別府市子ども家庭総合支援拠点(光の園)

☎080(3371)0874

マイナンバーカード・マイナポイントの申請サポート窓口を開設します。



【申請サポート窓口(8月)】

【出張申請受付(8月)】

開催日	時間	場所
平日	9時～17時	市役所1階
7日(月)、17日(木)、29日(火)	9時～19時	市役所1階
19日(土)	9時～12時	市役所1階

開催日	時間	場所
2日(水)	9時～16時	南部出張所
9日(水)	9時～16時	北部コミュニティーセンターあすなろ館
16日(水)	9時～16時	朝日大平山地区公民館
5日(土)、6日(日)、26日(土)、27日(日)	10時～18時	ゆめタウン別府2階
19日(土)、20日(日)、26日(土)、27日(日)	10時～18時	トキハ別府店2階

【健康保険証・公金受取口座・マイナポイントの登録状況の確認】

健康保険証、公金受取口座の登録状況はマイナポータルから、マイナポイントの登録状況はマイナポイントアプリから確認することができます。また、市役所申請窓口でも確認のお手伝いをします。

※市役所申請窓口で確認する場合は、マイナンバーカードとマイナンバーカードの暗証番号(数字4桁)が必要です。詳細は下記へ▼

【マイナンバーカードの申請に必要なもの】

- ・二次元コード付き交付申請書または通知カード
- ・本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)



申請サポート 情報政策課(1階申請支援コーナー)

☎75-8521 平日8時30分～17時
マイナンバー制度全般 マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178
9時30分～20時(土日祝は17時30分まで)

【マイナポイントの申込みに必要なもの】

※令和5年2月末までにカードの申請をした人が対象です。

- ①マイナンバーカード
- ②カード取得時に設定した4桁のパスワード
- ③キャッシュレス決済(電子マネーや〇〇Pay、クレジットなど)で使用するカードや、アプリが入ったスマートフォン
- ④(公金受取口座の登録をする場合)

ご本人名義の通帳など、口座情報がわかるもの(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号が必要です)

※健康保険証の利用申込みの際は、健康保険証は不要です。ポイントの申込みは令和5年9月末まで!お早めの申込みを!

令和5年第3回市議会 定例会会期日程

9月1日(金)～26日(火)の26日間を予定しています。
※変更になる場合もあります。
◎ 議会事務局 ☎(21)1547

別府市版エンディングノート「これから無料配布中」

「これからノート」とは、自分の人生を振り返り、医療・介護の希望など周りの人に伝えたいことを書き記すためのノートです。

これからの人生も、よりあなたらしく過ごすためにこのノートをご活用ください。介護保険課や地域包括支援センターなどで無料配布しています。「まちづくり出前トーク」での活用講座も行っています。
◎ 介護保険課 ☎(21)1463

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

国が物価高騰による影響が特に大きい低所得世帯への支援として給付金を支給する方針を決定しました。その方針を踏まえ、

低所得世帯への支援として、住民税非課税世帯などに対し、1世帯あたり3万円を給付します。

支給対象世帯

①住民税非課税世帯

基準日(令和5年6月1日)に別府市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯。対象世帯には7月末から順次確認書を発送します。確認書の内容を確認し、期限までに返信してください。

申請期限

11月20日(月)
(当日消印有効)

※確認書が届かない場合は左記へお問い合わせ下さい。

②家計急変世帯(要申請)

予期せず令和5年1月から10月までの家計が急変し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯

申請期限

11月20日(月)
(当日消印有効)

※①、②ともに世帯全員が、住民税が課税されている人に扶養されている場合は、給付対象外です。

◎ 別府市専用コールセンター

☎0120(737)171

※詳細は下記コードから

確認▼



お盆は路上工事を中止します

大分県路上工事縮減対策推進協議会において決定された市道11路線について、工事による渋滞を緩和するため、お盆期間中の路上工事を中止します。
中止期間 8月10日(木) 22時～16日(水) 9時

◎ 都市整備課 ☎(21)2560

市税徴収強化に大分県職員を派遣

大分県では「県と市町村との連携による地方税徴収強化対策」を実施しており、別府市に8月1日付で県職員が派遣されました。

この制度は、個人住民税などの収入確保、市税務職員の滞納整理の技術向上を目的としています。別府市では、令和6年1月末まで大分県税務所の職員とともに、滞納整理などを実施します。

また、杵築市、国東市、日出町との間で税務職員を相互派遣し、共同滞納整理など協力を強化します。
◎ 債権管理課 ☎(21)1121

阿部副市長・岩田副市長が就任しました

6月26日付けで、阿部万寿夫副市長・岩田弘副市長が就任しました。



あべ ますお 阿部 万寿夫 副市長

【経歴】

昭和61年4月 大分県採用
平成31年4月 商工観光労働部審議監兼観光局長
令和2年4月 企画振興部理事兼大分県東京事務所長
令和4年3月 大分県退職
令和4年4月 公益財団法人大分県産業創造機構専務理事



いわた ひろし 岩田 弘 副市長

【経歴】

昭和51年1月 別府市採用
平成26年4月 建設部長
平成28年3月 別府市退職
平成28年6月 一般財団法人別府市総合振興センター理事長
令和2年4月 上下水道企業管理者(特別職)
令和4年4月 上下水道局長(任期付職員)

子どもの車内放置 絶対にやめて！

毎年、暑い時期になると車内に放置された子どもが熱中症で亡くなる事故が発生しています。短時間でも命にかかわる危険性があります。悲しい事故を防ぐため、子どもの車内放置はやめましょう。

☎ こども家庭課
(21) 1 2 3 9

インクカートリッジ 里帰りプロジェクト

使用済みインクカートリッジを回収して再資源化する「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に別府市も参加し、家庭用の使用済みインクカートリッジ回収箱を、市内5か所の拠点に設置しています。

回収対象（左記4社の家庭用純正カートリッジが対象）

- ・ブラザー工業株式会社
 - ・キヤノン株式会社
 - ・セイコーエプソン株式会社
 - ・日本ヒューレットパッドカード株式会社
- 回収箱設置場所

- ・市役所3階 生活環境課
- ・リサイクル情報センター
- ・亀川出張所
- ・朝日出張所
- ・南部出張所

☎ 生活環境課清掃事務所
(66) 5 3 5 3



空き家を売却・賃貸しませんか

空き家をホームページで紹介し、空き家所有者と空き家に住みたい人をつなぎます。売却や賃貸を検討している空き家所有者は、ぜひご相談ください。

家財処分費用の補助制度もあります。



ホームページ

☎ 空き家バンク

(市役所3階都市計画課)

☎ 1 1 1 4

空き家の適切な維持 管理をお願いします

住んでいない家を放置すると、建物自体の老朽化、草木の繁殖など周辺住民に悪い影響を与えます。安全、衛生面確保のため、建物の補修や敷地の草刈りなど適切な維持

管理を行ってください。
☎ 都市計画課 (21) 2 5 7 0

交通安全指導員募集

左記の小学校付近で、登校時に子どもたちへ交通安全指導をしていただける人を募集。

募集校區

- 南小、朝日小、山の手小、春木川小、大平山小、鶴見小、緑丘小、亀川小(スランド豊海付近)

報酬 十万円(年額)

指導時間 授業日の7時30分

(8時30分(約1時間))

☎ 生活環境課 (21) 1 1 3 4

市報べっぷ広告募集

募集範囲 11月号(令和6年4月号掲載分)

種類・料金(1枠当たり月額)

- ・1種広告: 3万円
- ・2種広告: 6万円

仕様 モノクロまたは2色

申込期限 9月8日(金)

(以後空き枠随時募集)

※申込多数の場合は抽選。

※詳細は市ホームページまたは左記へ。

☎ 秘書広報課

(21) 1 1 2 3

べっぷアリーナ トレーニング室

初めて利用する人は、初回講習会への参加が必要です。

開始時間 10時～19時までの1時間毎(15分程度)

※初回講習代に100円かかります。

利用料金

利用区分	1回券	回数券(12回分)
中高生	210円	2,090円
18歳～39歳	340円	3,450円
40歳～59歳	210円	2,090円
60歳以上	130円	1,360円

利用時間 チケット1枚につき2時間制

持ち物 室内シューズ

※レンタルシューズあり(200円)

※べっぷアリーナの大規模改修工事中もトレーニング室は通常営業となります。

☎ 別府市総合体育館(べっぷアリーナ)
☎ 2 1 - 2 3 2 3



ホームページ

全国瞬時警報システム

8月23日(水)11時から試験放送

緊急時の住民への迅速で確実な情報伝達のため、国が全国瞬時警報システムの一斉情報伝達試験及びコスモキャスト動作試験を実施します。

放送日時 8月23日(水) 11時～

放送場所 市内11か所のサイレンスピーカー

※放送が聞き取れなかった人は、テレホンサービス☎85-7699へ電話をしてください。

※試験放送ですのでお間違いのないようお願いいたします。

■コスモキャストを使用している人へ

上記時刻に、一斉情報伝達試験に放送される内容が、強制的に携帯電話から音声で出力されます。不必要な人は、事前に携帯電話の電源を「切」にしてください。

☎ 防災危機管理課 ☎ 2 1 - 2 2 5 5

生産緑地地区の指定及び管理に関する要領の改正

生産緑地制度とは、市街化区域内において、良好な生活環境の確保に役立つ都市農地の計画的な保全を図るため、都市計画に「生産緑地地区」を定める制度です。

生産緑地地区の指定を受けると、30年間は農地として営農することが義務付けられるため、農地以外の利用ができなくなり、建築物の建築、宅地造成などの土地の形質の変更はできません。一方で、固定資産税の軽減など、税制面での優遇措置を受けることができます。

今回、指定要件の一部を改正しました。

- ① 指定にかかる面積要件を千㎡から500㎡に変更
- ② 幅員4m以上の公道に接する要件を削除

問 都市計画課 ☎(21)1471

人権相談(要予約)

部落差別問題をはじめとした人権問題に関する各種

相談をお受けします。
日時 毎週月～金曜日
9時～16時
受付15時30分まで

※祝日、年末年始は除く。

場所・問 人権啓発センター(石垣東10丁目)
☎(23)6163

消費生活相談

消費生活に関するトラブルや契約・解約などの相談を受けています。

日時 毎週月～金曜日
9時～16時30分 ※祝日は除く

相談員 消費生活専門相談員

場所・問

別府市消費生活センター
(市役所4階産業政策課内)
☎(21)1881

債務者相談会(要申込)

弁護士による30分程度の相談です。借金問題でお困りの人はご相談ください。

日時 8月10日(木)
13時30分～16時30分

場所 市役所4階
4F-1会議室

申込方法

事前に電話で下記へ申込み。

定員 6人(先着順)
問 産業政策課
☎(21)1881

農地農業相談

日時 8月17日(木)
13時30分～15時30分

場所 市役所4階
農業委員会室

内容 農地、農業に関する相談など

相談員 農業委員、農地利用最適化推進委員

※予約は8月9日(水)までに電話で左記へ申込み。

問 農業委員会事務局
☎(21)1178

事業継続支援相談窓口

日時 ①8月21日(月)、②28日(月) 各回9時～16時

※1組約90分。4組まで。

場所 別府商工会議所3階
特設ブース(中央町)

対象

・本社が別府市にある法人
・主たる事業所が別府市内にある、または代表者が別府市に居住する個人事業主

相談員 中小企業診断士

持ち物 会社のパンフレット、決算書・申告書など
事業の概要がわかるもの
申込期限
①8月18日(金) 17時まで
②8月25日(金) 17時まで
※完全予約制です。

申込方法 市ホームページ

「事業継続支援相談窓口」

から申込み▼



※市ホームページから申込みできない事業者は、左記へ電話

問 産業政策課 ☎(21)1132
(土日祝を除く)

別府市指定ごみ袋の無料配布

対象 別府市に住民登録のある世帯

配布物 1世帯につき、別府市指定ごみ袋 可燃物用(大)3セット(30枚)

引換方法 無料引換券はがきを8月から各家庭へ順次発送しますので、この事業に協力する指定ごみ袋取扱店へ持参し、引き換え

てください。※申込み不要

引換期間

8月1日(火)～11月30日(木)

問 生活環境課 ☎(21)3613
(専用ダイヤル)

消防署からのお知らせ

① 定例普通救命講習
② 上級救命講習

日時
① 8月13日(日) 9時～12時
② 9月6日(水) 9時～17時
場所 ①、②ともに
消防本部4階会議室

※エレベーターはありません

内容 心肺蘇生法、AED
取扱い要領、止血法など

定員 各30人(先着順)

※電話で左記へ申込み

※市民及び市内に通勤・通学の人を対象とします。

※受講の際は、感染症対策にご協力ください。

問 消防本部警防課
☎(25)1124

消費税及び地方消費税の中間申告と納付

個人事業主の人で、令和4年分の確定消費税額が48万円を超える人は、消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要です。

※詳細は左記へお問い合わせ

問 別府税務署
☎(23)2111

指定管理者募集

市の施設の管理運営に指定管理者制度を導入し、民間活力による管理運営を行っています。令和6年3月で契約期間が満了する施設について、次のとおり指定管理者を募集します。

※応募予定の法人・団体は現地説明会に出席してください。

(募集要項は配布開始日以降、市ホームページからもダウンロードできます。)

指定管理者を募集する施設	募集要項の配布開始日	現地説明会日程	申請書受付期間	問合せ先
竹細工伝統産業会館	8月16日(水)	8月23日(水)	9月11日(月)～ 22日(金)	産業政策課 ☎21-1132
別府市的ヶ浜駐車場	8月23日(水)	9月1日(金)	9月14日(木)～ 10月2日(月)	観光課 ☎21-1128
竹瓦温泉グループ (竹瓦温泉・不老泉・田の湯温泉・ 海門寺温泉・永石温泉)	9月1日(金)	9月14日(木)	9月29日(金)～ 10月6日(金)	温泉課 ☎21-1129
湯都ピア浜脇 (湯都ピア浜脇・浜脇温泉・ 公共広場・地下駐車場)				
堀田温泉グループ (堀田温泉・柴石温泉・ 浜田温泉・亀陽泉)		9月15日(金)		
鉄輪むし湯				

※上記スケジュールは変更となる場合がありますので、最新情報はホームページでご確認ください。

わたしたちのねがい

8月は「差別をなくす運動月間」です

別府市では、8月の「差別をなくす運動月間」中、様々な行事を催しています。

◆差別をなくす市民の集い

内容 映画「破戒」上映(2022年/119分) ※字幕付き

日時 8月16日(水) 13時50分～16時

場所 別府市公会堂 大ホール

※一般参加者の定員は100人です。

※参加希望の人は、電話・FAXまたはメールで下記へお申し込みください。

◆じんけんフィルムフェスタ

○アニメ「やさしいオオカミ」と「いのちをいただく」を上映します。

日時 8月1日(火) 14時～15時

場所 南部児童館

○アニメ「鬼の子とゆきうさぎ」を上映します。

日時 ①8月2日(水) 14時～15時

②8月4日(金) 14時～15時

場所 ①西部児童館 ②北部児童館

◆じんけんふれあいワークショップ

○「レインボースティックを作ろう」

講師 安藤俊二さん(ハンドメイド作家)

対象 小学生とその保護者 定員 10組

日時 8月7日(月) 9時30分～12時

場所 人権啓発センター

(アニメ「やさしいオオカミ」の上映も行います)

☎ 共生社会実現・部落差別解消推進課

☎21-1291 FAX 21-0288

✉hur-le@city.beppu.lg.jp

夏休みの工作にぜひ!

訓練

シェイクアウト別府

市内一斉安全確保行動訓練

防災の日に合わせて、大分県中部を震源とした大地震が発生したとの想定で、「シェイクアウト」訓練を行います。

訓練時、サイレンが鳴り携帯電話などに緊急速報メールが届きますが、災害ではありませんのでお間違いないようにお願いします。

日時 9月1日(金)正午 場所 別府市全域

対象 別府市内にいる人

内容 ①地震発生の場合

市内のサイレンスピーカー(消防サイレンや防災情報サイレンなど)から、20秒間サイレンを鳴らします。

②安全確保行動

サイレンを聞いた人は、ただちに下図のような安全確保行動をとってください。

③緊急速報メール

携帯電話などに「緊急速報メール」が届きますので、内容を確認してください。

参加団体登録 この訓練に参加していただける団体は、下記の二次元コードまたは、別府市ホームページから登録をお願いします。

☎ 防災危機管理課 ☎21-2255



©Team Beppyon

【保存版】

※市報から取り外してご利用ください。

※市ホームページにも掲載しています。▶



税金や保険料の軽減や支払い猶予をしてほしい時

市税の徴収猶予（納期限の延長）		固定資産税の減免制度	
A	火災や地震・風水害などの自然災害により免除になる市税以外の納付すべき市税があるときに、その納付が困難なときは申し出により納期限の延長や分割納付が可能	火災や地震・風水害などの自然災害により被害を受けた土地・家屋・償却資産について、到来する納期以後の固定資産税を申請に基づき、一定の基準で減免（土地の場合、火災は対象外）	
B	罹災証明書の写し	罹災証明書の写し	
C	債権管理課 収税係 ☎21-1121	資産税課 土地係・家屋償却係 ☎21-1120	
市県民税の減免制度		国民年金保険料の免除	
A	火災や地震・風水害などの自然災害により被災した納税義務者の申請に基づき、到来する納期以後の市県民税を一定の基準で減免	火災や地震・風水害などの自然災害により被害を受けた場合、申請に基づき一定の基準で保険料を免除	
B	罹災証明書の写し、損害保険（地震・火災）の計算書など	罹災証明書の写し	
C	市民税課 普通徴収係 ☎21-1119	保険年金課 年金係 ☎21-1286	
国民健康保険税及び一部負担金の減免制度①		国民健康保険税及び一部負担金の減免制度②	
A	火災や地震・風水害などの自然災害により被災した国民健康保険の加入者について、申請に基づき、一定の基準で医療費の一部負担金を減免	火災や地震・風水害などの自然災害により被災した保険料の納税義務者について、到来する納期以後の国民健康保険税を申請に基づき、一定の基準で減免	
B	罹災証明書の写し	罹災証明書の写し	
C	保険年金課 保険給付係 ☎21-1158	保険年金課 保険税係 ☎21-1148	
介護保険料及びサービス利用者負担の減免制度①		介護保険料及びサービス利用者負担の減免制度②	
A	火災や地震・風水害などの自然災害により被災した保険料の納入者について、申請に基づき一定の基準で減免や徴収の猶予。保険証を紛失した場合、再交付	火災や地震・風水害などの自然災害により被災した要介護者・要支援者について、申請に基づき、一定の基準でサービス費用の利用者負担額を減免	
B	罹災証明書の写し、損害保険の計算書など	罹災証明書の写し、損害保険の計算書など	
C	介護保険課 管理係 ☎21-1463	介護保険課 介護保険給付係 ☎21-1463	
後期高齢者医療保険料及び一部負担金の減免制度①		後期高齢者医療保険料及び一部負担金の減免制度②	
A	火災や地震・風水害などの自然災害により被災した後期高齢者医療保険料の納入者について、申請に基づき、一定の基準で保険料の減免や徴収の猶予	火災や地震・風水害などの自然災害により被災した後期高齢者医療の加入者について、申請に基づき、一定の基準で一部負担金の減免や徴収の猶予	
B	罹災証明書の写し	罹災証明書の写し	
C	保険年金課 保険税係 ☎21-1148	保険年金課 保険給付係 ☎21-1158	
福祉面で困っている時			
保育料の減免制度		児童扶養手当等の所得制限の一時解除	
A	火災や地震・風水害などの自然災害により被害を受けた場合、申請に基づき一定の基準で保育料を減免	火災や地震・風水害などの自然災害により被害を受けた場合、申請に基づき一定の期間、所得による支給の制限を適用しない。	
B	罹災証明書の写し	罹災証明書の写し	
C	子育て支援課 保育支援係 ☎21-1427	子育て支援課 給付支援係 ☎21-1701	

被災者支援制度

下記の証明は、被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理、義援金の配分などの支援措置の適用の判断材料として幅広く活用できます。

◆ 罹災証明の概要…罹災証明とは、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものの申請方法

申請方法

- ▶ ぴったりサービス（電子申請）による方法 ※要マイナンバーカード
- ▶ 窓口（書面）による方法

証明書申請の詳細はこちら



種類	被害に遭われた建物など	証明種類	受付先
自然災害	住家（お住まい） そのものの被害	罹災証明	防災危機管理課 ☎ 21-2255
	上記以外（車庫、倉庫、塀、石垣、動産など）	被災証明	
火災	火災被害	り災証明	消防本部警防課 ☎ 25-1124

◆ 被災者支援制度一覧

【A：制度概要／B：必要なもの／C：窓口】

お住まいに困っている時		
	災害被災者住宅再建支援金	市営住宅の一時入居
A	地震・風水害などの自然災害により居住している住宅が全壊・半壊・床上浸水の被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害被災者住宅再建支援金を支給します。（被災時に市内に居住し、被災日以後において引き続き市内に居住する世帯主が対象です）	火災や地震・風水害などの自然災害により住宅を失った人に対して、申請に基づき市営住宅の一時的な使用を許可します。 ※使用期間は、原則として6か月以内（使用期間満了後要明渡し）。使用料は免除します。
B	【基礎支給支援金申請時】罹災証明書・預金通帳などの写し・住民票 【加算支給支援金申請時】契約書などの写し	罹災証明書の写し
C	高齢者福祉課 福祉政策係 ☎ 21-1003	別府市住宅管理センター ☎ 21-2200 施設整備課 住宅政策係 ☎ 21-1478
生活で困っている時		
	水道料金の減免制度	下水道使用料の減免制度
A	火災や地震・風水害などの自然災害により水道管破裂や温水器故障などで修繕した場合、申請に基づき被害程度に応じて水道料金を減免します。修繕費用の補助はいたしません。	火災や地震・風水害などの自然災害により被害を受けた場合、申請に基づき被害程度に応じて下水道料金を減免します。
B	減免申請書（火災の場合はり災証明書の写し）	減免申請書
C	上下水道局営業課 ☎ 23-0361	上下水道局 下水道課管理係 ☎ 21-1486
	一般廃棄物処理手数料減免制度（ごみ収集、運搬）	廃棄物処理施設使用料減免制度（土砂、がれき搬入）
A	火災や地震・風水害などの自然災害により被害を受けた場合、ごみ（家庭系一般廃棄物）の収集・運搬手数料を減免します。	火災や地震・風水害などの自然災害により被害を受けた場合、土砂・がれきを別府市南畑不燃物理立場へ搬入する場合の施設使用料を減免します。
B	罹災（被災）証明書の写し	罹災（被災）証明書の写し
C	生活環境課 清掃事務所 ☎ 66-5353	リバーサイドオアシス春木苑 ☎ 66-1831
生活必需品の給付（日本赤十字社）		
A	火災や風水害などの自然災害により住家が全焼・全壊・流出・半焼・半壊・床上浸水した世帯などに対し、生活必需品を配布します。（緊急セット、毛布など）	
B	なし	
C	高齢者福祉課 福祉政策係 ☎ 21-1003	